『基本約款』

快业会元	旧動動車類	新約款車相	※表中「旧約款表記」内青文字部を「新約款表記」赤文字へ変更
	日本の他の変化	制車が強くなけた	
鉄岩箇所 東18条(キサービスの 維持、管理等)	用的軟軟配 第18条 (本サービスの機称、管理等) 1. 利用者は、本サービスの利用にあたって、当社が発行したアカウントおよびパスワード、サーバ設備、遠値設備、その他本サービスに関し利用者において維持管理を要する情報、機器、ソフトウェア、システム等につき、自己の責任において適切い管理するものとし、当該管理により主じた結果(出土が発行したアカウントまたはパスワードを悪三者に開示し、激度しまたは増加されたことにより主じた結果を含みます)につき当社に対し金貨任を負うものとします。 2. 利用者は、各サービスに関い当土が利用者の利用に出した機器(協議本サービスの利用において、当社データセンター内に利用者が設置した、利用者が所有するサーバ機器等を含み、以下、「本件機器」といいます)に保存したデータ(個人情報、機能情報その他当該オサービスの提供開始に対して報告において管理し、ベクタアンを行うものとします。当社は、利用者データに対して何ら関与および開加するものではなく、事由の如何にかかわらず、次の各号に該当する事項について、何ら責任を負うものではありません。 1. 利用者データの激激、減失等に対する当社での予防 1. 利用者データの激烈、減失等に対する当社での予防 1. 利用者データの激烈、減失等に対する当社での対応 1. 利用者データの激烈、減失等に対する当社での対応 1. 利用者データの激烈、減失等が発生した場合の当社での対応 1. 利用者データの激烈、減失等が発生した場合の当社での対応 1. 利用者データの激烈、減失等が発生した場合の当社での対応 1. 利用者データの関係 1. 利用者が表示しています。1. 利用者が表示しています。1. 利用者データの激烈、減失等が発生した場合の当社での対応 1. 利用者データの関係 1. 利用者が発生した場合の当社での対応 1. 利用者データの関係 1. 利用者が発生した場合の当社での対応 1. 利用者データの関係 1. 利用者である対応を対応を対応を対応を行かれたが表示しています。1. 利用者データの関係 1. 利用者が発生を行かれたが表示していません。1. 利用者が発音を行かれたが表示しています。1. 利用者データの関係 1. 利用者が発生を行かれたが表示していません。1. 利用者が発生を行かれたが表示していません。1. 利用者が表示していません。1. 利用者が表れるいません。1. 利用者が表れるいません。1. 利用者が表れるいません。1. 利用者が表れるいません。1. 利用者が表れるいません。1. 利用者が表れるいません。1. 利用者が表れるいません。1. 利用者が表れるいません。1. 利用者が表れるいません。1. 利用者があるいません。1. 利用者が表れるいません。1. 利用者があるいません。1. 利用者があるいません。1. 利用者がよるいません。1. 利用者がよるいません。1. 利用者がよるいません。1. 利用者がよるいません。1. 利用者がよるいません。1. 利	第18条 (本サービスの維持、管理等) 1. 利用者は、本サービスの維持、管理等) 1. 利用者は、本サービスの利用にあたって、当社が発行したアカウントおよびパスワード、サーバ設備、適価設備、その他太サービスの利用にあたって、当社が発行したアカウントおよびパスワード、サーバ設備、通信設備、その他太サービスに関し利用者において維持管理を要する物質、機器、ソフトウェア、システム等につき、自己の責任において適切に管理するものとし、当該管理により生じた結果(当社が発行したアカウントまたはパスワードを第三者に開示し、測定しませば関加されたことにより生じた結果を含ままり、につき出社に対し金貨任を負うものとします。 2. 利用者は、各本サービスに関し当社が利用者の利用に供した機器(当該本サービスの利用において、当社データセンター内に利用者が変遣した、利用者が持ちるサービスの提出施北海は二年機器の利用専用の領域上に保存されたすべてのデータをい、以下、「利用者データ」といいます)を、自己の責任と費用負担において管理し、パックアップを行うものとします。当社は、利用者データ」といいます)を、自己の責任と費用負担において管理し、パックアップを行うものとします。当社は、利用者データのと対している場合を発き、何ら責任を負うものではありません。 1 利用者データの選表、減失等に関する条生 1 利用者データの選表、減失等に関する条生 1 利用者データの選表、減失等に対する当社での予防 1 利用者データの選表、減失等に対する当社での予防 1 利用者データの選表、減失等が発生した場合の当社での対応 1 利用者データの選出	小春 ・当社の責任の免除につき、第32条第32項ただし書の場合については際外されることを明示いたします。
	3. 利用者は、事由の如何にかかわらず、解約または解除により、各本サービスの利用契約が終了する場合、当該利用契約の終了の目までに、当該オサービスに関する本件機器から利用者データを削除するものとします。当該利用契約が終了したにもかからが、当該オサービスに関する本件機器が利用者データを削除することができ、当該削除に関し何らの責任も負わないものとします。	3.利用者は、事由の如何にかかわらず、解約または解除により、各本サービスの利用契約が終了する場合、当該利用契約の限了の目までに、当該オサービスに関する本件機器から利用者データを削除するものとします。当該利用契約が終了したにもかからが、当該オサービスに関する本件機器が利用者データや残害されていた場合、当社は当該利用者データを削除することができ、当該削除に関し何らの責任も負わないものとします。	
第22条(個人情報等の 保護)	第22条(銀人情報等の保護) 1. 当社は、利用者の個人情報を、当社ホームページ上において定める「銀人情報保護ポリシー」に基づき、適切に取り 扱うものとしまう。	第22条(個人情報等の保護) 1. 当社は、利用者の個人情報を、当社ホームページ上において定める「個人情報保護ポリシー」に基づき、適切に取り 扱うものとしまっ	・損字・脱字を修正します。
	8. 万以心としま?。 2. 当社は、利用者の個人情報を、当社ホームページ上において定める「個人情報の取扱いについて」に記載する利用目的の配開へで利用します。 3. 当社は、前項の利用目的に必要な範囲で、利用者の個人情報を要務券託先に預託する場合があります。 4. 当社は次の各号を除き、利用者本人以外の第二者に利用者の個人情報を提供しないものとします。なお、通信の秘密に該はする情報については、前条の規定に従って対応するものとします。 1. 利用者へ人の同意がある場合 1. 利用者へ人の用意がある場合 1. 利用者のサービス利用に係る債権・債務の特定、支払いおよび回収のため必要な範囲で金融機関に個人情報を開示する場合 1. 裁判官の発付する令状により強制処分として接査・押収等がなされる場合 1. 法律よの問金権限を有する公的機関からの開金がなされた場合、その他法令に基づいて提供する場合 4. 緊急避難または正当務節に該当すると当社が判断した場合 5. 当社は、利用券的特別人、出社形定の保存開始を通した場合で、利用者の個人情報または通信の秘密に属する情	33、月也は、利用用の個人情報を、当社ホームページ上において定める「個人情報の取扱いについて」に記載する利用目 的の個間内で利用します。 3、当社は、前項の利用目的に必要な範囲で、利用者の個人情報を要務委託先に預託する場合があります。 4、当社は次の各号を除き、利用者本人以外の第二者に利用者の個人情報を提供しないものとします。なお、通信の秘密 に該当する情報については、前条の規定に従って対応するものとします。 1.利用者本人の同意がある場合 1.利用者カービス利用に係る債権・債務の特定、支払いおよび回収のため必要な範囲で金融機関等に個人情報を開示する 3. 最初まの合わする令状により強制知分として検査・押収等がなされる場合 1. 議算よの個点機能使者有る公的制度加から開展がなされた場合、その他法令に基づいて提供する場合 1. 紫亮との個点機能使者有る公的制度加から開展がなされた場合、その他法令に基づいて提供する場合 1. 紫亮との個点機能使者有る公的制度加から開展がなされた場合。 1. 紫亮とは正当防衛に接出すると無社で制御に接合 5、当社は、利用契約が終了し、出行形のの保存開の接過した時点で、利用者の個人情報または当防衛の秘密に属する情	
	報寄を消去するものとします。ただし、当社所定の保存期間の超過後においても、当社が法令により保存する義務を負う 場合は、かかる義務の履行に必要な範囲で当該情報を保持することができるものとします。	報等を消去するものとします。ただし、当社所定の保存期間の経過後においても、当社が法令により保存する義務を負う 場合は、かかる義務の履行に必要な範囲で当該情報を保持することができるものとします。	
第29条(契約期間、解約および自動更新)	第29条(契約期間、解約および自動更新) 1、利用契約の契約期間は、利用期始日から1年を経過した月の末日までとします。 2、利用者が、契約終了日の前月20日までに(年間一括払いの場合は、契約終了月の前々月20日までに)、当社所定の方法により解約の意思表系を行わない環状、利用契約は実に1年自動的に基金とれるものとし、以後も開格とします。 3、前項にかかわらず、当社が契約終了日の前月20日までに、同一括払いの場合は、契約終了月の前々月20日までに)当該利用者に対し適知した場合、利用契約は接長されることなく発すするものとします。 4、第1項まよび第2項の定めにかかわらず、利用者は、契約期間内であっても、第15条に定める最低利用期間の経過以後、当社に対し毎月20日までに適加するとことは、契約期間内であっても、第15条に定める最低利用期間の経過以後、当社に対し毎月20日までに適加するとことはより、2月末日をもつて利用契約を解析することができます。この場合、法人ましば自从事業を発を傾倒者の利用設定があた。ことは、2月末日をもつて利用契約を解析することができます。この場合、法人ましば自人事業を発を傾倒者の利用製物であたり、当該メナービスの支払力が任用・活払いた会話を通りました。当該メナービスの具備料金に契約開始から解約までの期間の月数を乗じた機および当社所定の手数料を差し引いた金額を返金するものとします。	第29条(契約期間、解約および自動更新) 1、利用契約の契約期間は、利用期始日から1年を経過した月の末日までとします。 2、利用者が、契約終了日の前月20日までに(年間一括払いの場合は、契約終了月の前々月20日までに)、当社所定 の方法により契約を終すする室の意思表示を行わない個別、利用契約は更に1年自動的に延長されるものとし、以後も同様とします。 3、前項にかかわらず、出社が契約終了日の前月20日までに(年間一括払いの場合は、契約終了月の前々月20日まで に)動設利用者に対し通知した場合、利用契約は延長されることなく終了するものとします。 4、第1項および第2項の定めにかかわらず、利用者は、契約期間内であっても、第15条に定める最低利用期間の経過 以後、当社に対し過知することにより、通知の行われた月の実用をもつて利用契約を解約することができます。ただし、利用者 が基地の行われた月の受用以降の非金の金数率とは一般をすぐに支払っている場合は、動談料金に対応する開助の修了日を かて契約を対けます。また、の場合であっても、現代を表としてまたは事業のからた契約の当事ななる場合に対応もの企能 きますの利用者が年級利用指令を手がに支払っている場合は、通知の行われた月の実内を持ち、また、の場合をあっても、例えを見とてまたは事業のからからた契約の当事者なも場合に対応もの企能 きますの利用者が年級利用指令を手がに支払っている場合は、通知の行われた月の末日をもって解除し、対している場合は、通知の行われた月の末日をもって解的といる。	・ 掛子・原子を承正します。 、受勢周間中の勢いこかいて、原則として解約達知の行われた 月の末日をもって解約することを可能とする変更に伴うもので す。
附則 第1条(適用開始)	財制 第1条(適用開始) この的数は、平成23年8月30日から適用された基本的数を改正したものであり、基本的数第4条に基づき、平成20年4月1日より適用されます。	期 則 (第1条(適用開始) この的数は、平成26年4月1日から適用された基本的数を改正したものであり、基本的数第4条に基づき、平成27年11月21日より適用 されます。	本改定にともなう適用日の変更をおこないます。